

## 東久留米市空家等対策計画（案） 修正表

当該箇所			現行記載	修正後記載
ページ	項目番号	個所		
P.1	第1章 1-1	5 行目	また、市町村の責務として、空家等対策計画の作成及び空家等に関する対策の実施その他空家等に関する必要な措置を適切に講じるよう努めることが規定されました。	また、市町村の責務として、空家等対策計画の作成及び <u>これに基づく空家等に関する対策の実施</u> その他空家等に関する必要な措置を適切に講じるよう努めることが規定されました。
P.1	第1章 1-2	12 行目	「東久留米市空家等対策計画」 <u>では</u> 、「第1章 はじめに」では、	「東久留米市空家等対策計画」 <u>において</u> 、「第1章 はじめに」では、
P.1	第1章 1-2	14 行目	そして「第3章 基本方針等 <u>について</u> 」では、	そして「第3章 基本方針等」では、
P.1	第1章 1-2	四角囲み内	以降の <u>頁</u> において、次の略語を使用します。	以降において、次の略語を使用します。
P.2	第1章 2-2	8 行目	(以下、本計画では「基本指針」という。)による]	(以下、本計画では「基本指針」という。)による。]
P.3	第1章 2-4	10 行目	(下図参照。)]	(下図参照)]
P.5	第1章 2-7	見出し	「空家等」「統計空き家」「調査空家等」の違い（イメージ）	「空家等」「 <u>準空家等</u> 」「統計空き家」「調査空家等」の違い（イメージ）
P.5	第1章 2-7	図表名称	■ 「空家等」「統計空き家」「調査空家等」の種別・時間別	■ 「空家等」「 <u>準空家等</u> 」「統計空き家」「調査空家等」の種別・時間別

当該箇所			現行記載	修正後記載
ページ	項目番号	個所		
P. 7	第 2 章 1-1	3 行目	一世帯 <u>あたり</u> の世帯員数は	一世帯 <u>当たり</u> の世帯員数は
P. 10	第 2 章 1-4	4 行目	一世帯 <u>あたり</u> の世帯員数が	一世帯 <u>当たり</u> の世帯員数が
P. 15	第 2 章 3-1	1 行目	「空き家の種類」の建て方別と割合は、右図及び下図のとおりです。	<u>平成 25 年住宅・土地統計調査における本市の「統計空き家」</u> において、「空き家の種類」の建て方別と割合は、右図及び下図のとおりです。
P. 16	第 2 章 3-1	9 行目	※1:「統計空き家」(=住宅・土地統計調査の「空き家」)には、「長屋・共同住宅・その他」も含まれます。(「統計空き家」の定義については、 <u>3 頁</u> 以下を参照。)また、令和元年 9 月 30 日付で平成 30 年住宅・土地統計調査の結果の一部が、 <u>27 頁</u> のとおり公表済みです。	※1:「統計空き家」(=住宅・土地統計調査の「空き家」)には、「長屋・共同住宅・その他」も含まれます。(「統計空き家」の定義については、 <u>P. 3</u> 以下を参照)また、令和元年 9 月 30 日付で平成 30 年住宅・土地統計調査の結果の一部が、 <u>P. 27</u> のとおり公表済みです。
P. 17	第 2 章 3-2	図中	(「空き家等実態調査による「調査空家等」の種類 図中) <u>N</u> =405 件	(「空き家等実態調査による「調査空家等」の種類 図中) <u>調査空家等</u> =405 件
P. 17	第 2 章 3-2	図中	(「空き家等実態調査の「調査空家等」の損傷状況 図中) <u>N</u> =405 件	(「空き家等実態調査の「調査空家等」の損傷状況 図外) <u>調査空家等</u> =405 件 <u>(複数該当あり)</u>
P. 19	第 2 章 3-2	表中	(「日常的に人が居住しなくなってからの年数の上位 3 位」表中) 11~20 年	(「日常的に人が居住しなくなってからの年数の上位 3 位」表中) 11 <u>年</u> ~20 年
P. 20	第 2 章 3-3	3 行目	これにはいわゆる『 <u>賃貸用住宅の空室</u> 』が多く含まれると考えられます。	これにはいわゆる『 <u>賃貸用住宅の空室</u> 』が多く含まれると考えられます。

当該箇所			現行記載	修正後記載
ページ	項目番号	個所		
P. 20	第 2 章 3-3	8 行目	<u>よって、現時点で緊急的に大規模な補助・支援事業を講じる必要があるまでのひっ迫性はないと考えられます。</u>	削除
P. 29	第 3 章 7-1	6 行目	また、総務省の住宅・土地統計調査が 5 年に 1 回実施され、実施年の約 2 年後までに公表が予定されることから、これにより住宅や <u>空家等</u> の推移を確認することができます。	また、総務省の住宅・土地統計調査が 5 年に 1 回実施され、実施年の約 2 年後までに公表が予定されることから、これにより住宅や <u>統計空き家</u> の推移を確認することができます。
P. 31	第 4 章 1	表中	(「基本方針と空家法必須事項の関係」表中右欄) 掲載頁 28 21 ...	(「基本方針と空家法必須事項の関係」表中右欄) 掲載箇所 <u>P. 28</u> <u>P. 21</u> ...
P. 36	第 4 章 2-2 (2)	表②文中	広報や <u>本市</u> ホームページ等を利用した情報発信を実施します。	広報や市ホームページ等を利用した情報発信を実施します。
P. 37	第 4 章 2-3 (2)	表②文中	広報や市ホームページ等を利用した情報発信を <u>行</u> います。	広報や市ホームページ等を利用した情報発信を <u>実</u> 施します。
全般		章 節 項 番号の変更	第 1 章 <u>1.1</u> <u>1.1.1</u> 第 2 章 <u>2.1</u> <u>2.1.1</u> ...	第 1 章 <u>1.</u> <u>1-1</u> 第 2 章 <u>1.</u> <u>1-1</u> ...